

【 運 営 理 念 】

家庭で育つことができない子どもたちの心情に寄り添い、
自立した社会人としての成長を支えます

【 基 本 方 針 】

主役は子どもです

○子どもが本来持っている成長する力に寄り添います

○自らを肯定的に受け止め、

人との信頼関係が結べるように、

成長を支えます

地域でより活かされる施設を目指します

地域や家庭における子育て支援に、積極的に取り組みます

地域における行事や活動に、積極的に参加します

職員もともに成長します

子どもたちとともにある生活を通して、

さまざまな子どもたちとのかかわりの中で、

子どもたちの声にならない心に寄り添い、

自らを高めることで、処遇の質を高め、子どもたちへの支援を行います

1. 南野育成園 運営目標

子どもは本来温かい家庭で愛情あふれる親の元に育まれるべきであることは言うまでもありません。しかしながら、私たち児童養護施設が対象としているのは、さまざまな理由により家庭に身を置くことができなくなった子どもたちです。両親の離婚や経済的困窮により養育困難となった子どもたちなど、本来の養護を必要とするものの他、近年では、親を名乗る者はいても保護者としての役割をはたす人がいない子どもの養育、保護されるべき親や親に代わる大人等から危害を加えられるなどの、虐待を受けた子どもの避難場所、そうした子どもたちが本来の子どもらしさを取り戻し成長する場として、また、さまざまな発達障害等があるために、対人関係や社会性の面で手厚い専門的な支援を要する子どもへの対応を求められております。

私たち職員は、子どもたちのこれまでの育ちやおかれた環境を深く理解し、一人一人の成長や発達の状況を的確に把握した上で、最善の支援とは何かを迫り実現していかねばなりません。そのために、日々を共に暮らし喜怒哀楽を共感する中で、子どもの声にならない心の有様を受け止め代弁し、子どもの成長の新たな発見を喜びとする感性を常に磨いておかなければなりません。同時に、子どもたちが子どもらしく安心して生活の営みができるように環境を整え、心と心のレベルでのコミュニケーションが図れるように、自らが常に精神的な安定と身体を健康を維持することが必要です。

私たちは私たちの施設を必要としている子どもたちに対して、将来の真の自立にむけた適切な支援が実現できているのか、権利擁護の理念に根ざした対応ができているのか、常に検証を怠らず、また社会的養護を担う施設として一人一人の子どもの状況に適切に対応すべく、個々の職員の専門性の向上と相互連携を図ることに努めます。

2. 平成30年度 重点項目

平成29年8月に“新しい社会的養育ビジョン”が発表され、様々な議論を呼んでいるところである。

これは社会的養育を必要とする児童を、里親家庭に委託して愛着形成を図り、その成長を保障しようとするものと受け止めている。このこと自体はそれなりに意味があると考えられるが、これまでの児童養護施設が担い築き上げてきた児童養育を、真っ向から否定し、里親養育に移行しようとするものに見える。里親の数や養育能力及びその育成の在り方など、必要な環境調整を無視し、西欧の社会的養育を一気に日本に導入し、仕組みを変えてしまおうとする乱暴極まりないやり方とも思う。

ともあれ、“ビジョン”を受けての国の方針はまだ出ていない。園としては、全養協が言うように、児童養護施設は里親と手を取り合っ、お互いに補い合いながら、児童の養育にあたるべきと考えているが、昨年来の児童の入所状況を見るにつけ、見通しの立てにくい現状である。

そこで、今できることは何か、将来の児童養護施設の在り方に向けて、すべきことを考えていきたい。

1 安心で安全な生活の保障と生活力の獲得(小規模化への取り組み)

子どもはその生育歴やこれまでの生育環境での育ちをとおして、大人に対して強い不信感をもっていたり、人と適切な信頼関係が結べない場合が多い。さらに、虐待環境での育ちは程度の差こそあれ、「自分は愛される存在であり、この世は生きるに値する」という“自己肯定感”が獲得できていない場合も多い。そこで、職員は住み込みであろうと通勤であろうと、子どもとの関係と生活の継続性の中で信頼関係を築き、子どもが安心して生活できる環境を整えることが重要である。

以上の事柄を実現することは、厚生労働省が示した社会的養護の方向性である、施設の小規模化・地域への分散化、処遇の個別化・家庭的処遇の具体的な実践であることに他ならない。当園においては小規模グループケアとして平成18年度から男子児童の処遇に取り組み、平成19年度からは同取り組みを地域小規模児童養護施設に変更して現在にいたっている。女子児童に対しても平成25年度より、施設内に小規模グループケア対応の女子ホームを開設し、6名の女子児童を対象に処遇を行っているところである。

地域小規模児童養護施設にしても、小規模グループケアにしても同様に、職員は児童と起居を共にし、食事作りからすべての生活を、安定した継続性の中で営まなければならない。ここでは職員の生活を営む力が問われるとともに、子どもへの対応能力が試される日常となるため、職員の資質の向上とバックアップ体制が課題とされるところである。

本年度よりユニットリーダーを配置し、2つのホームに対する実働支援を行い、ホーム長の指導を得て、小規模化の在り方を確立する。

・生活環境の改善

本館における小規模グループケアに向けての方向性では、各グループに専属の風呂・トイレの設置が必須であるが、現状は2階3階ともに1か所の風呂・トイレを共用としてきた。その結果、大きな浴槽に広い浴室となっており、特に冬場など、寒々とした環境となっている。入所児童の減少や将来の小規模グループケア対応を見越して、こじんまりとして温かい環境へと改造を図りたい。

・小グループによる擬似家族集団の営み(児童集団の縦割り編成)

年少児から年長児の混合による集団構成により、年長児は年少児を弟妹に対するがごとく、かばい守るべき存在として導き、年少児は年長児を兄姉として自らの成長した姿に重ね

る、相互モデルとしての存在が、擬似家族である。

虐待環境や十分な愛情に満たされることのなかった養育の結果、自分中心で他の子のことまで配慮することのなかった児童が、思いやりのある行動がとれるようになれば、虐待からの解放や成長の証として、受け止められることとなる。

・家庭に近い生活の営み(本体施設のグループ単位の生活)

児童養護施設の小規模化や地域分散化に向けての取り組みを進めるのにあたり、本体施設のグループにおいては最大9人の児童集団に対しては3人の職員を、6人の児童集団には2人の職員を配置することとし、一人の職員が担当する児童は3人を目途としている。これは一つのグループを8人以下とする小規模グループケアに向けての前段階である。

当園が早くから取り入れてきた毎日の朝食、毎週土・日のグループ調理への取り組みが、役割分担や共同作業としての食事作りを通して、和やかな集団の雰囲気をかもし、食事がより身近なものとなることでさらに将来の自活生活へ向けての力を身につけることにつながることを確信している。

グループでは、日課や生活の流れを確保しながらも、穏やかな時間、意図を持たないだんらんのひと時を大切に、職員と子どもが同じ時間と空間を共有することで、信頼関係を深めたい。

・地域小規模児童養護施設の運営

より家庭に近い環境での子どもへの支援として、地域小規模児童養護施設を運営する。乳児院からの措置変更であって家庭生活を経験していない子ども、保護者不在等で家庭引取りの見通しの立たない子どもなどに対して、6人という小集団で職員との密着した生活の中で、擬似家庭生活を体験させ、将来家庭を持ち親となる子どもたちに自信を持たせると同時に、情緒の安定を図る。

本体施設の隣地であるという安心感はあるが、住み込みである担当職員の負担軽減のため、宿直等代行職員の配置等を充実する。

・小規模グループケアの実施(女子ホーム)

本体施設内の女子ホームにおいて、小規模グループケアに取り組む。この女子ホームは上記の男子の地域小規模児童養護施設での児童処遇の実践をとおして、児童の情緒の安定や自立へ向けての支援に効果があるとの確信から、女子に対しても設置を望む声を受けての実現である。前述のように、児童養護における小舎制の営みを“かくあるべし”と示すべく、職員に対する指導と支援を整えて取り組む。

本体施設の敷地内にありながら、別棟での立地という独立性を生かし、児童と職員が密な関係性の中で生活を営み、個々の生活力を高めるとともに、信頼関係を育み、相互の成長を図る取り組みとする。

また、宿直等代行職員の配置等により、担当職員の負担が過重とならぬよう十分な対応を行う。

2 学習支援

施設に入所してくる子どもは安定した環境の中で、学びを見守られ励まされる経験に乏しかったり、学びの習慣そのものをもっていない場合が多い。また、施設で育った子どもについても、発達障害等により注意散漫で集中力がなかったり、周囲の刺激に反応してしまうなどにより、学力が学年相応でなく学力不振にあることも多い。

こうした学力の問題が、学校や学校での対人関係における不適応を呼びおこし、また不良交友や非行等への傾倒から施設における弱者への暴力や、職員に対する反発等の施設不適応の状況に発展し、児童自立支援施設等への施設変更を余儀なくされたケースも少な

らずある。

学校教育に関しては子どもの持つ能力や資質に原因がある場合は、特別支援学級の利用により適切な学習環境を確保しているが、施設における学習においては習慣付け等の課題があり、学習時間の設定や、職員がついておこなう日常の宿題対応等に関して、子どものやる気がおこる支援の工夫及び学習環境の整備が必要である。

・職員の工夫

児童が学校等から持ち帰る宿題への取り組みの他、児童一人一人の学力に応じた学習教材の準備や、学習時間の設定と指導により、学習する習慣づけをおこない、勉強に対する苦手意識を払拭することを目的として、学習に関する組織的な取り組みを行う。児童の学習意欲や学力の把握など、学校園と連携を密に取り、児童が本来持っているやる気、知識欲、向上心を発揮できるように、学習に限らず様々な場面、機会をとらえて刺激することでその能力の伸長を図りたい。

・学習ボランティアの受け入れ

大学生等のボランティアによる個別学習。子ども一人に固定したボランティアが対応することにより、手厚い援助を受けることができ、学力の向上が図られることはもちろんのこと、学習を通しての人との触れ合いにより社会性を伸ばす一助となる。

また、教職経験を有するボランティアをお願いして数年が経過するが、児童の中に学習時間の位置づけとして定着してきており、さらに専門的な学習支援を受けることが、子どもの学力の向上につながっている。

・学習塾の活用

施設入所の子どもたちにも、公費で塾にかかる経費を支出できることとなっていることから、意欲のある子どもたちに塾での学習の機会を確保することが、学習意欲の向上と自信につながっている。高校進学においても成果を挙げているので、より積極的に活用を図る。

・地域の教師集団による学習指導

学区である御南中学校の教師による学習指導が、各試験期間の前には定例として行われている。学習における取り組みと同時に、子どもは生活の場である施設に先生が来てくれることから、大変楽しみにしていて人間関係を深めることも含めて効果が上がっている。継続した支援をお願いし、連携を深めたい。

3 子どもの権利擁護

・意見表明権の保障

子どもの意見表明の場としては、“意見箱”が常設しており、様々な意見が寄せられている。こうした意見に対して、職員は真摯に受け止めて検証を加え、必要があれば子どもからさらに詳しく意見を求め、子どもが納得する返答をすることが求められている。

この他、施設における生活の営みは集団であることから、集団生活を維持するための様々なルールを設定することが常のありかたである。ただし、ルールを設定するには十分な検討を加え、子どもとの話し合いの上で合意の下で行わなければならない。決して職員のみ判断によってはならないし、子どもの意見を反映したものでなければならない。

また、ルールが守れなかった場合の対応として、しばしば罰則が設定されるが、このことは適切ではない。ルールが守れない、守りたくない状況が出現した場合どのように表現すればよいか、ルールを破るのではなく、ルールを確認した上でなお別の行動がとれるようにする配慮が必要である。

職員はこうした積み重ねが、子どもに自らの権利を主張させ、その結果としての責任を取らせるという社会人として当然のルールを守らせ、身につけさせることにつながる取り組みであること、このことが子どもの権利擁護の実現であることを忘れてはならない。

・集団と個人

施設に入所している子どもはひとりひとり生い立ちも違えば、育った環境もそれぞれである。もちろん生まれながらに持っている性格や資質も違う。施設の生活は当然集団生活で、集団行動が求められる場合が少なくない。ところが近年の入所している子どもたちは、運営目標でふれたように様々不適切であったり劣悪な環境での育ちであったり、生まれながらに発達障害等の育てられにくさを有している。集団としての動きや生活の流れを重視すると、ひとりの子どもの状況を見失うことになり、不適切な行動を求めることにつながる。

一人の子どもの置かれている状況、知的能力、身につけた社会性、自己表現や対人関係能力等々を十分把握したうえで、今はどういう行動を求めるかを判断すべきである。年齢からすればこの程度の判断能力は必要であるとか、このことを受け入れると甘やかしになりはしないかなどという判断は、対象とする子どもの混乱を招き、いたずらに不適応体験を積み重ねることになる。

集団の中に個人を埋没させることなく、ひとりひとりの子どものこれまでと現状を把握したうえで、ひとりひとりに合った対応をすることが、子どもの権利を守ることである。

・個別対応職員の配置

集団での生活や行動において不適応を起こした子どもや、集団から離れて落ち着いたり個別に対応することが、その子どもの情緒の安定や振り返りに有効である場合、生活場面とは違う職員が対応することが望ましい。話し相手になることや、ゲーム、遊びなどを通して、個人としての自分が大切にされていることを実感させることが、子どもが自分を取り戻す際には有効である。こうした業務に当たる個別対応職員を配置する。

・心理療法担当職員の配置

入園児童の中には、虐待を受けたり、不安定な家族関係の中で、心に深く大きな傷を受けて育った者もいる。概ね基本的信頼感や自己肯定感における課題と表現されるが、様々な不安や不満足感を抱え、また、心的外傷を受けてフラッシュバックを起すという場合まで、社会生活や対人関係における重篤な状況は多岐にわたる。

年少児に対する遊戯療法や箱庭による表出などが有効とされるが、専門的な知識と技術が必要である。また、思春期における児童に対しては、心理面接による不安の解消などが期待される。

本園においては、平成15年度より担当職員を配置しているが、若くて経験の乏しい職員を補佐して児童相談所や児童精神科医療との窓口を務めるなど、多忙を極めており、複数職員の配置が望まれる。

・自治会組織

施設における生活では、しばしば職員の側が主導で行事や各種プログラムが設定され、児童が受け身になりがちである。こうした状況は、児童の側に“～してくれるのが当たり前”“～してくれるまで待つ”などという受動的な態度を招き、その結果についても“うまくいかなかったのは職員のせい”と他罰的な姿勢や“～してくれない”との被害感情さえ起こさせかねない。

そこで、施設における生活や運営に関して様々な分野で、組織的な話し合いの場を持ち可能な限り児童の意見を取り上げ、参加の実感をもたせることで、生活の主体は児童であり、より居心地の良い施設づくりに関しても、自分たちが主役であるとの認識を持たせ、結果についても責任を持つという姿勢を育てることが、児童の精神的な自立につ

ながる。“リーダー会”がこの取り組みであり、児童からも積極的にさまざまな意見が出されている。

具体的には、日課や行事などの児童の生活に関する事柄、食べ物の好き嫌いの克服や栄養などの食事に関すること、身の回りを清潔に保ち食中毒やインフルエンザに対する知識や実践に関する事柄などであるが、時代を反映して携帯電話やインターネット環境に関するものなどが増加しており、オープンな場で共通にすることが児童と職員の間に関わりあう関係性を確保することにつながる。

4 余暇支援と行事への取組

子どもたちの多くが大人や仲間たちとの楽しく喜びあふれる体験を積んだ経験に乏しく、また、施設の生活では自然と触れ合う機会が少なく人との関係の広がりも限られることから、こうした現状を踏まえ、子どもたちには可能な限り施設から出て、自然や社会の中での活動の機会を設ける必要がある。

施設全体でのバス旅行や外出行事、希望者や小グループでのキャンプ、土・日の生活単位での外出等、四季折々の移ろいを感じる自然とのふれあいを大切にしたい。

また、公用車による外出のほか、バスや鉄道を使用して公衆道徳を身につけ、社会的自立に向けての体験を可能な限り積ませることが必要である。

さらに、毎月の誕生日会や祭日等の年中行事に関して、地域の伝統文化や人に触れ合う機会を設け、情操を育む取り組みも重要である。

5 保護者支援

保護者の中には、子どもの長期にわたる措置の結果、自分の手元でわが子を育てた経験が乏しく、成長した子どもへの対応にとまどいをもっているものもいる。また、子どもの発達障害などさまざまな特性に対して、正しい理解と適切な対応方法をもたず、不適切な養育であるとして児童相談所から虐待の告知と指導を受けているものもいる。こうした保護者に対しては、子どもの現状を正しく受け止めてもらい、正しい対応の方法を獲得してもらう必要がある。

・家庭支援専門相談員

保護者の中には、若い職員から指示的な助言を受けることに拒否的な者もいることから、経験が豊富である程度年齢を重ねた職員が対応することが望ましい。

どのような保護者であれ、保護者なりの悩みやさまざまな迷いを抱えていることから、まずは想いを傾聴して人間関係を築いた上で、子どもに対する理解を深め、適切な対応方法や医学等の支援を受け入れるように仕向けることが求められる。

当園では、保護者等に対する支援の必要性から、昨年度より二人体制としており、二人の職員が連携・協働して対人援助や、面接などの技術向上を図りたい。

6 里親支援

岡山市が所管する児童養護施設及び乳児院(以下「施設」という。)に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会と連携して、里親委託の推進及び里親支援の充実を図るため、施設に里親支援専門相談員を配置するとされたものである。本園においても平成 27 年度より配置している。

新しい社会的養育にある里親の活用とともに、ますますその機能を発揮することが求められている。また、業務内容をいかに記したが、今後の方向としては、行政機関である児童相

談所の機能を肩代わりすることまで求められる様相である。

例えば、里親家庭を地区割で担当し、定期的に訪問する。児童相談所に週に一日は詰める。里親会の運営への積極的な関与など。

・里親支援専門相談員

業務内容としては、

- (1) 施設退所児童のアフターケアとしての里親・ファミリーホーム及び児童の支援
- (2) 入所児童の里親委託の推進
- (3) 地域支援としての里親委託等及び児童に対する支援
- (4) 里親制度普及促進事業及び里親支援事業への参画

以上であるが、児童相談所と連携しての里親委託への引継ぎを視野に、入所児童の一時里親への支援を中心として行う他、里親会の各種行事へ参加することで、里親との関係を密接に築き、さまざまな支援活動や情報の共有が円滑に行われるように、与えられた使命を十分発揮できるよう務める。

7 ホームページの運用

社会福祉法人の経営の透明性や、運営状況を周知する道具として、ホームページで財務諸表の公表を行うこととされていて、一昨年度から開設して運用しているところである。児童養護における当施設の基本的な考え方やその実際について一般に広く知ってもらい、また見直しをする機会としたい。

また、ホームページにはブログを設け、施設における行事や子どもたちの生活の一端を垣間見られるよう、更新をタイムリーに行うこととしている。各行事担当が、記事を責任もって書くなど、役割分担することで、スムーズな運営を図りたい。

8 職員組織の活性化

社会的養護の在り方の方向は、施設の小規模化、個別化、地域化、そして里親委託の方向へと舵が切られている。今後、施設養護に求められる児童処遇は、より処遇の困難な児童への対応が想定され、職員の専門性の向上が喫緊の課題である。

これらの状況の中で、職員一人一人が施設の運営や児童処遇に関して、問題意識と考えを持ち、意見を闘わせながらあるべき方向を模索することが必要である。

意見を活発に表現できる場として次の委員会を設置し、委員会は関係するテーマについて分科会を設置することができることとし、より少人数での議論を可能とする。

○運営委員会

施設運営に関すること

各種規定について 勤務体制について 環境整備について

職員の業務に関すること

事務分掌と職員の配置について

○児童処遇委員会

児童の権利擁護に関して 児童の自治会活動に関して

児童処遇における職員のスキルアップに関して 食育に関して

9 職員の研修体制の充実

施設運営の根幹をなすのは、日々子どもたちと生活を共にし、その成長を見守る業務を担う職員である。

児童一人ひとりのニーズを的確にとらえ、優れた支援を提供していくためには、施設

は、職員一人ひとりがそれぞれの役割に対応した能力と技能を備えられるようにするとともに、職員が本来持っている能力を自覚し伸長することにより、施設の組織力を一層強化していかなければならない。また、職員は、自らの持てる力を組織において最大限に発揮することにより、職務遂行を通じた達成感の高揚や自己実現を図ることが求められる。こうした視点に立ち、施設は、職員研修の目標を以下のように設定し、効果的な研修（職場研修・職場外研修・自己啓発支援）を実施することとする。

1. 施設職員としての使命感、倫理観の確立、子どもの権利擁護、被措置児童等虐待に関する感覚などの意識の涵養を図ること
2. 責任感、チャレンジ精神、規律性など、仕事への取り組み姿勢を身に着けること。
3. 生活を営む職務の遂行力、組織の一員であり協働して力を高めること、課題設定と解決に向けての行動力など、職員に求められる能力の向上を図ること。
4. 職務に関する実務知識とともに、児童福祉や社会福祉全般に関する幅広い知識の習得を図ること。
5. 職員相互が自己を高め合い、職務遂行を通して連帯感を醸成すること。

10 地域貢献活動への取り組み

社会福祉法人に対して、地域社会への貢献的な活動をすることが、義務付けられた。何をもって地域貢献とするか、具体的な取り組みについては、いまだ変更が加えられている。当初は、無料か又は安価での福祉サービスの提供とされ、子ども食堂や、育児相談を受けるなどが考えられた。現在のところでは、地域における美化・清掃活動なども該当することとなった。

1. 岡山県地域公益活動推進センターへの加入

岡山県社会福祉協議会が、社会福祉法人が分野や立場を超えてつながり、制度のはざまの課題解決に向けてあらゆるニーズに耳を傾け、地域公益活動に取り組むことを目的とし、設立した組織。

2. 園単独での活動

当園においては、過去、地域にある白鬚宮の清掃活動を実施していたこともあり、早急に検討、実施が求められる。

3. 平成 30 年度 職員構成

(平成 30 年 4 月 1 日)

職種	園長	ホーム長	職員 個別対応	書記	専門相談員 家庭支援	里親支援 専門相談員	児童指導員	保育士	栄養士	調理員	心理療法 担当職員	管理宿直等 職員	嘱託医	合計
現員	1	1	1			1	2	2				1 (1)	1 (1)	10 (2)
				1	2		5 (1)	16 (4)	1	5 (4)	1			31 (9)
合計	1	1	1	1	2	1	7 (1)	17 (4)	1	5 (4)	1	1 (1)	1 (1)	41 (11)

※ () 内は非常勤職員で内数

4. 平成 30 年度 児童構成

(平成 30 年 4 月 1 日)

【本園】 + 【地域小規模児童養護施設】 定員 60 名

	日中保育		幼稚園		小学生						中学生			高校生			合計
	2歳	3歳	年少	年長	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	
男	1	0	2	0	2	1	1	1	1	3	1	2	1	1	0	6	23
女	0	0	1	2	0	2	3	2	0	3	2	2	1	3	0	1	22
小計	1	0	3	2	2	3	4	3	1	6	3	4	2	4	0	7	45
合計	1		5		19						9			11			

【本園】 定員 54 (6) 名 () 内は小規模グループケアで内数

	日中保育		幼稚園		小学生						中学生			高校生			合計
	2歳	3歳	年少	年長	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	
男	1	0	2	0	2	0	1	1	1	2	1	1	1	0	0	4	17
女	0	0	1	2	0	2	3(1)	2(1)	0	3(1)	2	2	1(1)	3(1)	0	1(1)	22 (6)
小計	1	0	3	2	2	2	4(1)	3(1)	1	5(1)	3	3	2(1)	3(1)	0	5(1)	39 (6)
合計	1		5		17 (3)						8 (1)			8 (2)			

【小規模グループケア】 定員 6 名 (女子)

	小学生						中学生			高校生			合計		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3			
女			1	1		1			1			1		1	6
計	3						1			2					

【地域小規模児童養護施設】 定員 6 名 (男子)

	日中保育		幼稚園		小学生						中学生			高校生			合計
	2歳	3歳	年少	年長	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	
男						1				1		1		1		2	6
合計	0		0		2						1			3			